

○潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則

昭和51年12月28日

規則第13号

改正 昭和58年3月17日規則第2号

昭和59年9月26日規則第19号

平成4年3月26日規則第7号

平成9年8月26日規則第17号

平成10年9月16日規則第18号

平成11年3月31日規則第10号

平成12年3月30日規則第11号

平成12年12月25日規則第22号

平成15年3月31日規則第10号

平成17年10月31日規則第20号

平成18年6月22日規則第13号

平成20年3月27日規則第5号

平成21年6月30日規則第14号

平成22年3月29日規則第5号

平成22年9月30日規則第16号

平成23年3月28日規則第5号

平成24年8月3日規則第8号

平成26年4月18日規則第6号

平成28年3月31日規則第17—6号

平成28年8月30日規則第32号

平成29年7月18日規則第11号

平成29年7月26日規則第13号

(注) 平成17年10月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、潮来市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第3条の規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（医療福祉費受給者証の交付申請）

第3条 条例第4条の規定による医療福祉費の支給を受けようとする者は、あらかじめ医療福祉費受給者証（交付・更新）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 条例第5条第1項の規定に該当する者で、同条第3項の規定により医療福祉費の支給を受けられる場合は同項に規定する事実を証明するに足る書類
- (2) 転入者にあつては、条例第5条に規定する所得を証明するに足る書類

3 第1項の申請書を提出するにあつては、次の各号に定める書類を提示し又は提出しなければならない。

- (1) 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者又は社会保険各法の被保険者、組合員、被扶養者にあつては、その旨を証する書類
- (2) 条例第2条第1号に該当する者にあつては、その妊娠を証する書類
- (3) 条例第2条第3号及び第4号に該当する者にあつては、市長が定める書類
- (4) 条例第2条第3号ア（イ）に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類
- (5) 条例第2条第3号ア（ウ）に該当する者にあつては、在学を証する書類
- (6) 条例第2条第5号に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類

4 条例第3条に規定する対象者に該当する期間内にあり、医療福祉費受給者証（様式第2号）に記載された有効期間を更新しようとする場合において、申請書に記載すべきすべての事項について、公簿等により確認することができるときは、申請書の提出を省略することができるものとする。

（平17規則20・全改，平20規則5・平21規則14・平22規則5・平23規則5・平26規則6・平29規則13・一部改正）

（受給者証の交付）

第4条 市長は、前条に規定する申請書に基づいて条例第3条に規定する対象者（以下「対

象者」という。)であり条例第5条第1項各号に該当する者でないことを確認したときは、申請者が妊産婦以外の者である場合にあっては医療福祉費受給者証を、妊産婦である場合にあっては妊産婦医療福祉費受給者証(様式第2号の2)を交付するものとする。

- 2 対象者が小児であり、入院のみ対象となる場合は、医療福祉費受給者証表面に、入院のみ有効である旨を表示するものとする。

(平17規則20・全改, 平20規則5・平21規則14・平26規則6・平28規則32・平29規則13・一部改正)

(受給者証の再交付申請)

第5条 医療福祉費受給者証又は妊産婦医療福祉受給者証(以下「受給者証」と総称する)の交付を受けている者(以下「受給者」という。)又は条例第4条第5項に規定する保護者等(以下「保護者等」という。)は、受給者証を破り、よごし、又は失ったときは、医療福祉費受給者証再交付申請書(様式第3号)を提出して、その再交付を申請することができる。

- 2 受給者証を破り、又は汚した場合には、前項の申請書にその受給者証を添えなければならない。
- 3 受給者又は保護者等は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(平17規則20・平20規則5・平21規則14・平26規則6・平29規則13・一部改正)

(医療福祉費の支給申請)

第6条 条例第4条第5項の規定による申請は、医療福祉費支給申請書(様式第4号)を市長に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 条例第4条第6項に規定する保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)の発行する領収書又は国民健康保険若しくは医療保険の保険者が発行する療養費若しくは附加給付金の支給証明書

- (2) その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項の申請書を提出するにあたっては、受給者証を提示しなければならない。

(平17規則20・平20規則5・平21規則14・平23規則5・一部改正)

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ当該申請に係る支給

額を決定し、医療福祉費支給決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（受療の手続）

第8条 対象者は、条例第4条第6項の規定による医療又は指定訪問看護を受けようとするときは、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。

（平17規則20・平18規則13・平20規則5・一部改正）

（災害等による損失等の計算の方法）

第9条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、老人保健法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和58年政令第6号）第8条の規定による改正前の老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第4条第3項及び第4項の例により計算するものとする。

（届出事項等）

第10条 条例第6条の規則で定める届出事項は、受給者又は保護者等に関し、次の各号に定める事項に変更があった場合とし、同条による届出は医療福祉費受給資格等変更届（様式第7号）に受給者証を添えて行うものとする。

- （1） 氏名
- （2） 住所
- （3） 条例第5条に規定する扶養義務者
- （4） 条例第5条に規定する所得の額
- （5） 条例第2条第1号に定める者の支払口座等
- （6） 条例第2条第3号ア（イ）に定める者の障害の程度
- （7） 条例第2条第3号ア（ウ）に定める者の在学の状況
- （8） 条例第2条第5号に定める者の障害の程度
- （9） 対象者が加入している国民健康保険又は医療保険（以下「加入保険」という。）の世帯主又は被保険者若しくは組合員
- （10） 対象者の加入保険の被保険者及びその所在地若しくは名称

（平17規則20・平20規則5・平26規則6・一部改正）

（第三者の行為による被害の届出）

第11条 医療福祉費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、受給者又は保護者等は、第三者の行為による被害届（様式第8号）を速やかに市長に提出しなけ

ればならない。

(平17規則20・一部改正)

(添付書類の省略)

第12条 市長は、この規則に定める申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(受給者証の返還)

第13条 受給者が、条例第3条に規定する対象者の要件を欠くに至った場合は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年1月1日から施行する。

(経過規定)

2 改正前の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第4条の規定により交付された医療福祉費受給者証は、この規則により交付されたものとみなし、旧規則の規定に基づいてなされている申請届出その他の手続は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和58年3月17日規則第2号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第6号に係る改正規定は、昭和58年4月1日以降の診療分から適用する。

2 この規則による改正後の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施したうえ、なお使用することができる。

附 則（昭和59年9月26日規則第19号）

1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

2 この規則による改正前の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に基づく様式については、なお使用することができる。ただし、潮来町医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第28号）第3条の規定に基づき、この規則の施行日以後の新たな対象者に関する様式第6号に係る改正規定を除く。

附 則（平成4年3月26日規則第7号）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成4年1月1日以降の診療分から適用する。

- 2 この規則による改正後の医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成9年8月26日規則第17号）

- 1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行の規定にかかわらずこの規則による改正前の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成10年9月16日規則第18号）

- この規則は、平成10年11月1日から施行し、改正後の第8条第2項の規定及び様式第6—2号については平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成11年3月31日規則第10号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成12年3月30日規則第11号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日規則第22号）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成15年3月31日規則第10号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成17年10月31日規則第20号）

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわ

らず、この規則による改正前の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施したうえ、なお使用することができる。

附 則（平成18年6月22日規則第13号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日規則第5号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成21年6月30日規則第14号）

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成22年3月29日規則第5号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成22年9月30日規則第16号）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 様式第1号のうち保険種別、様式第2号及び様式第7号の改正については、平成22年4月1日から適用する。
- 3 この規則による改正後の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成23年3月28日規則第5号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

附 則（平成24年8月3日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月18日規則第6号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえで、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第17—6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月30日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第4条の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成29年7月18日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年7月26日規則第13号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

医療福祉費受給者証(交付・更新)申請書(台帳兼用)

異 区	1. 削除	<small>第1号 小児 第2号 心身障害者 第3号 重度心身障害者 第4号 特別児童手帳 第5号 特別児童手帳(療養) 第6号 特別児童手帳(療養) 第7号 特別児童手帳</small>	区分	受給者番号
	2. 新規			
	3. 修正			

		年度		作成日		住所	
記 録	1 受給者	基本コード/個人番号	氏名	性別	生年月日	続柄	住所
	2 父・母 配偶者						
	3 扶養 義務者						
	4 被保険者						
所 得 控 除	1 受給者	前年の所得(控除前)	前年の所得(控除後)	雑損	医療費	社保・定額控除	小規模共済
	2 父・母 配偶者						
	3 扶養義務者						
	4 被保険者						
加 入 医 療 保 険	1 被保険者番号	種別	退職区分	保険区分	取得年月日	喪失年月日	被保険者証又は組合証の記号番号
	2						
	3						
	4						
口 座 項 目	銀行名	支店名	科目	口座番号	口座名義人(カナ)		妊産婦
							母子手帳交付日
資 格	取得事由	取得年月日	電話番号	上記のとおり医療福祉費受給者証の交付(更新)を申請します。 また、申請書に記載されている者に係る所得課税の内容について、 調査及び利用することに同意します。			委任状 医療福祉費当期中の高額療養費の受領について 潮来市長に委任します。 平成 年 月 日 受給者名 又は世帯主
	喪失事由	喪失年月日	メモ欄	平成 年 月 日	住所	申請者氏名 (来庁者)	
別紙 添付 状況	現・無(代理有・無)	審査	1. 課税台帳 2. 戸籍簿 3. 住民票 4. 国民台帳・被保険者証 5. 国民年金・国民年金台帳				印

様式第2号(第4条関係)

(表)

 医療福祉費受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者証等の記号及び番号	
保険種別	国・退・協会・組・船・共・国組・後期
保険者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日 入院のみ有効 ※小児で入院のみ対象の場合
茨城県 潮来市 	
交付年月日	年 月 日

(裏)

注 意 事 項
1 この証は、潮来市医療福祉費支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに潮来市役所に届け出てください。
4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに潮来市役所へ返還してください。
5 その他おわかりにならないことは、潮来市役所窓口でおたずねください。

様式第2号の2(第4条関係)

(表)

㊦ 妊産婦医療福祉費受給者証											
◎この証は、原則として産科・婦人科を標榜する医療機関を受診するときのみ有効です。											
公費負担者番号											
受給者番号											
被保険者証の記号及び番号											
保険種別		国・退・協会・組・船・共・国組・後期									
保険者番号											
受給者	住所										
	氏名	男 女									
	生年月日	年 月 日									
有効期間		年 月 日から 出産日の翌月末日 まで (出産予定日 年 月 日)									
茨城県潮来市											印
交付年月日		年 月 日									

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、潮来市医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
 - 2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
 - 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに潮来市役所へ届け出てください。
 - 4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに潮来市役所へ返還してください。
 - 5 その他わからないことは、潮来市役所窓口でおたずねください。
- ◎ 妊娠の継続と安全な出産のために他診療科等の検査、診断、治療を要する場合は、産科・婦人科を標榜する医療機関から紹介がある場合は対象となります。

医療福祉費受給者証再交付申請書

医療福祉費 受給者証 記号番号		対象者 氏名	生
再交付申請 の理由			
<p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p style="text-align: center;">受給者証を発見したときは、ただちに返納します。受給者証紛失のために生じた 事故については、貴市（町・村）に負担をかけることを誓約いたします。</p> <p style="text-align: right;">受給者 ㊟</p> <p style="text-align: right;">(注) 押印は、署名（自筆）の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>			
<p>上記のとおり申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>茨城県潮来市長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">(注) 押印は、署名（自筆）の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>			

様式第4号(第6条関係)

福 医療福祉費支給申請書				
公費負担者番号		受給者氏名	男 女	
保険証記号番号及び保険者名とその番号		生年月日	明・大 昭・平	年 月 日
医療機関等の所在地及び名称又は氏名				
医療等の内容	医科・歯科・調剤・柔整・輸血 訪問看護ステーション・コルセット その他()	医療等 を 受けた 期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
医療機関で支払った金額 (医療保険各法の一部負担の額)		円		
上記のとおり、医療福祉費の支給を申請いたします。 平成 年 月 日 潮来市長 様 <div style="text-align: center;"> 申請者 住 所 (受給者及び保護者)氏 名 印 (自筆にて署名した場合、押印は必要ありません) 連絡先 </div>				
口座振込先	金融機関名	銀行・信金・農協 支店 普・当・貯		
※以前に口座を記載して申請している場合は省略できます。	口座番号	名義人氏名 (カカナ)		
(注) 1. 添付書類 ① 医療機関が発行する領収書又は療養費支給証明書及び診療明細書若しくは調剤明細書 ② 高額療養費・附加給付等がある場合は、支給決定通知書の写し又は支給証明書 2. 申請者が医療機関等で支払った金額から、外来自己負担金額及び他法による公費負担額及び高額療養費等を控除した額が支給されます。 3. ※欄は、市町村で記入します。				

※支給内訳	領収書等の金額		患者負担割合金額	薬剤一部負担金額	標準負担額
			①	②	③
			円	円	円
	控除額 内 訳	外来自己負担金額	円	附加給付金	円
		他法公費負担額	円	その他	円
高額療養費		円	控除額計④	円	
交 付 決 定 額		①+②+③-④			円

様式第5号(第7条関係)

医療福祉費支給決定通知書

平成 年 月 日

様



茨城県潮来市長

申請がありました医療福祉費について、下記のとおり決定しましたので通知します。
※支給決定額については、申請された医療費のうち医療保険適用分のみとなります。

記

受給資格者		金融機関名	
振込予定日	年 月 日	口座番号	
助成金合計		口座名義人	

—<助成対象者（受給者証番号／氏名）>—

※助成対象者が5名を超える場合は、最初の5名を印字しています。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に潮来市に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、潮来市を被告として（訴訟において潮来市を代表する者は、潮来市長となります。）、提起することができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<お問い合わせ先>

潮来市役所 市民課 保険年金グループ
潮来市辻626番地
TEL 0299-63-1111

様式第7号(第10条関係)

医療福祉費受給資格等変更届		公費負担者番号		受給者	氏名
		受給者番号			
届出事項	変更前	変更後		変更年月日	
氏名	ふりがな	ふりがな			
住所					
扶養義務者	対象者又はその父母との続柄 ()	対象者又はその父母との続柄 ()			
所得		円			
支払い口座等	支払区分 預金種類 金融機関名 口座番号 口座名称	支払区分 預金種類 金融機関名 口座番号 口座名称			
障害の程度		級			
高校等在学状況	学校名等	学校名等			
加入保険の世帯主 被保険者 組合員	世帯主 被保険者 組合員	世帯主 被保険者 組合員			
種別 保険者の名称 所在地	協会・組・船・共・国・ 後期	協会・組・船・共・国・ 後期			
被保険者証の 記号番号					
<p>医療福祉費受給資格の内容等について変更がありましたので、医療福祉費受給者証を添えて、上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>潮来市長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>					

様式第8号(第11条関係)

印 第三者の行為による被害届			
公費負担者番号		対象者 氏名	男 女
受給者番号			年 月 日生
その事故の要旨等(日時・場所・状況等)			
疾病又は負傷の状況			
第三者の住所(居所)及び氏名(名称)・日時住所(居所)が明らかでないときはその旨			
示談の有無	有・無(示談があった場合は示談書の写しを添えること)		
損害賠償金の額			
上記金額の受領年月日(見込み)	年 月 日		
上記のとおりお届けいたします。 年 月 日 潮来市長 様			
届出人		{ 受給者又は 保護者等	住所 氏名
			印

様式第1号（第3条関係）

（平29規則11・全改）

様式第2号（第4条関係）

（平28規則32・全改）

様式第2号の2（第4条関係）

（平21規則14・追加，平23規則5・一部改正）

様式第3号（第5条関係）

（平28規則32・全改）

様式第4号（第6条関係）

（平28規則32・全改）

様式第5号（第7条関係）

（平28規則32・全改）

様式第6号 削除

（平18規則13）

様式第7号（第10条関係）

（平20規則5・平22規則16・一部改正）

様式第8号（第11条関係）

（平20規則5・一部改正）